

山梨県公報

第千八百八十九号

平成十三年

四月二十六日

木 曜 日

目 次

山梨県土地利用基本計画の変更	二五三
平成十二年山梨県産業連関表作成特別調査の実施について	二五三
使用料の収納事務の委託	二五四
結核予防法に基づく医療機関の指定	二五四
結核予防法に基づく医療機関の廃止	二五四
農業振興地域の区域変更	二五四
肉用子牛生産者補給金事務機関の指定解除	二五四
肉用子牛生産者補給金事務機関の指定	二五五
平成十三年度における山梨県立八ヶ岳牧場の放牧面積、開閉期日及び放牧頭数	二五五
使用料の徴収事務の委託	二五五
廃川敷地等	二五五
都市計画の変更(二件)	二五五
建築基準法に基づく道路位置指定	二五六
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(二件)	二五六
訓 令	
山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令	二五七
山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令	二五七
環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令	二五七
公 告	
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二五七
基本測量の実施	二五八
公共測量の終了	二五八
都市計画変更案の縦覧	二五八
開発行為に関する工事の完了について(二件)	二五八
土地改良区役員の退任(二件)	二五八

落札者の決定について	二五九
教育委員会	
庁中処務細則の一部を改正する訓令	二五九
山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	二六一
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	二六三
遊技機の型式の検定	二六三

告 示

山梨県告示第二百四十六号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の計画書、農業地域及び森林地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画部企画課に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百四十七号

平成十二年山梨県産業連関表作成特別調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 調査の目的

この調査は、県内において製造業を営む事業所について、商品の流通状況、営業経費等を明らかにし、平成十二年山梨県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

別に定める商品流通調査票を用いて平成十二年一月一日から同年十二月三十一日まで

での間における次の事項について調査する。

商品流通調査（製造業）

- 1 事業所に関する事項
 - 2 製造品受払に関する事項
 - 3 消費地域別出荷内訳に関する事項
- 三 調査の範囲
- 1 調査地域
山梨県全域
 - 2 調査対象
日本標準産業分類の製造業に属する事業所で知事が指定するもの
- 四 調査期間
平成十三年六月一日から同年七月三十一日まで
- 五 調査の方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第二百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立勤労青年センター及び山梨県立青少年会館の使用料
- 三 委託の期間
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
	山梨県知事 天 野 建

大芝医院	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地三十
有限会社サンク調剤薬局	山梨市上神内川百五十番地二
たけい腎・泌尿器科クリニック	山梨市上神内川百四十九番地二
大久保内科呼吸器科クリニック	甲府市丸の内一丁目十九番十八号
有限会社かえで薬局白根店	中巨摩郡白根町在家塚百五十六番地

山梨県告示第二百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
大芝医院	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地三十
大久保内科呼吸器科クリニック	甲府市丸の内一丁目十九番十八号
かえで薬局白根店	中巨摩郡白根町在家塚百五十六番地

山梨県告示第二百五十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 変更に係る農業振興地域名
玉穂農業振興地域
 - 二 変更に係る区域
次の図のとおり
- （次の図）は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供す。

山梨県告示第二百五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、肉用子牛生産者補給金交付業務を行う協会の指定を解除した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 指定を解除した団体の名称

社団法人山梨県肉用子牛価格安定基金協会

二 指定解除年月日

平成十三年三月三十一日

三 指定解除理由

肉用子牛生産安定等特別措置法第九条第一項第五号に該当

山梨県告示第二百五十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第六条第一項の規定により、肉用子牛生産者補給金交付業務を行う協会を次のとおり指定した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 名称

社団法人山梨県畜産協会

二 所在地

山梨県甲府市里吉三丁目九番二十号

三 指定年月日

平成十三年四月一日

山梨県告示第二百五十四号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第三十二号）第七条の規定により、平成十三年度における山梨県立八ヶ岳牧場の牛以外の家畜に係る放牧面積開閉期日及び放牧頭数を次のとおり告示する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 放牧面積

四百六十ヘクタール以内

二 開閉期日

開牧日 平成十三年五月十四日

閉牧日 平成十三年十月十九日

三 放牧頭数

一日につき五百頭以内

山梨県告示第二百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 委託の相手方

甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社

二 委託に係る使用料

山梨県立フラワーセンターの使用料

三 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十六号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 河川の名称 相模川水系 河口湖

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年四月二十六日

三 廃川敷地等の位置 南都留郡河口湖町大字小立字久保五百三十二番五地先から五百三十七番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 四十三・九二平方メートル

山梨県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天野 建

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 都市計画の種類
甲府及び峡西都市計画道路
（一・四・三号 甲府外郭環状道路）
（三・三・七号 甲府玉穂線）
（三・四・一六号 玉穂中央通り線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第二百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町川中島字西山神町八六〇番一
- 二 道路の幅員
六・〇五メートル

- 三 道路の延長
六十九・一三メートル

山梨県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（荒川地区県営ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年四月二十七日から平成十三年五月二十九日まで
- 三 縦覧場所
甲府市役所及び敷島町役場
- 四 異議申立期間
平成十三年五月三十日から平成十三年六月十三日まで

山梨県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（下粟生野地区県営ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年四月二十七日から平成十三年五月二十九日まで
- 三 縦覧場所
塩山市役所

四 異議申立期間
平成十三年五月三十日から平成十三年六月十三日まで

訓 令

山梨県訓令甲第十四号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出 先 機 関 庁
平成十三年四月二十六日 山梨県知事 天 野 建

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十年山梨県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「公営企業管理者 教育長 警察本部長 リニア推進長 林務長 県民室長 総合政策室長」を、「リニア推進長 総合政策室長 県民室長 林務長 地域振興局長 公営企業管理者 教育長 警察本部長」に改める。

別表第二中、「企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官 県民室次長 企画課長 人事課長 財政課長」を、「県民室次長 企画課長 人事課長 財政課長 地域振興局長 企画振興部長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する

山梨県訓令甲第十五号

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出 先 機 関 庁
平成十三年四月二十六日 山梨県知事 天 野 建

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令

山梨県長期計画策定本部規程（平成三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「林務長」を、「林務長 地域振興局長」に改める。

別表第二中、「市町村課長」を、「市町村課長 地域振興局企画振興部長」に改める。

別表第三中、「土木部」を、「土木部 地域振興局」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十六号

環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁
平成十三年四月二十六日 山梨県知事 天 野 建

環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令
環境首都・山梨づくり推進本部規程（平成五年山梨県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「林務長」を、「林務長 地域振興局長」に改める。

別表第二中、「財政課長」を、「財政課長 地域振興局企画振興部長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見を有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年五月二十六日まで縦覧に供する。
平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ハケ岳小淵沢リゾートアウトレットモール

2 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口三千九百九十九番地

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十二年十一月二十七日

三 意見の概要

1 周辺地域の生活道路に対する安全対策と交通渋滞の防止等

2 地域環境保全型のアウトレットモールの建設

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十三年四月十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 基本測量（強化地域高精度三次元測量）
- 二 作業期間 平成十三年五月一日から平成十四年二月十六日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村並びに南都留郡山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村及び鳴沢村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十三年三月三十日付けで東京都水道局水源管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 公共測量（デジタル正射写真図作成）
- 二 作業開始日 平成十二年十月十三日
- 三 作業終了日 平成十三年三月二十八日
- 四 作業地域 北都留郡丹波山村の全域並びに同郡小菅村及び塩山市の多摩川流域

甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

都市計画の種類

甲府都市計画公園

（六・五・一号 愛宕山広域公園）

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

- 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
- 甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県峡中地域振興局建設部
- 甲府市丸の内一丁目一八番一号 甲府市役所都市計画課

四 縦覧期間

平成十三年四月二十七日から平成十三年五月十五日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町上河東字横田五九九の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町上河東四百五十一番地 井上俊司

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第四項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡忍野村忍草字立沢三〇八九の九、三〇九二の一、三〇九三の一及び三〇二三の二の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡忍野村内野三百七十五番地 富士エステート株式会社 代表取締役 米山正彦

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事

天野

建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	秋山 福吉	韮崎市神山町鍋山七〇〇番地	平成十三年三月三十一日

土地改良区役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事

天野

建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	山本 雄次	韮崎市旭町上条南割一九八五番地	平成十三年三月三十一日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月二十六日

山梨県知事

天野

建

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

県政だより「ふれあい」平成十三年五月号から翌年四月号まで 一号につき三十二万部

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十三年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社内田印刷所 甲府市中央二丁目十番十八号

五 落札金額

三千二百八十六万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成十三年二月八日

教育委員会

山梨県教育委員会訓令第六号

庁中処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年四月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 一 木 麗 子

庁中処務細則の一部を改正する訓令

庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第十九号様式を次のように改める。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式（第54条関係）

時間外勤務等命令簿

平成 年 月分

日 曜日	時間外勤務等 の予定時間 ----- 予定時間計	所属	担当	職務の具体的内容	リーダ ^① 等 経由印	時間外勤務等 の命令時間 ----- 命令時間計	命令印	勤務区分								
								125	150	135	160	25				
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
	自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分					自 時 分 分 至 時 分 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分										
注1： 時間外勤務等が長時間にわたる場合などに、途中で休憩を予定する又は休憩を与える場合は、休憩時間及び休憩時間数を記載し、予定時間計及び命令時間計には、休憩時間数を除いた時間数を記載すること。								区分別 時間外 累計時間								
注2： 算出の基礎となる勤務時間は、勤務の区分ごとに合計を算出のうえ、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てた時間数によるものであること。								休日勤務 累計時間								

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の公布の日の属する月については、この訓令による改正後の庁中処務細則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

山梨県教育委員会訓令甲第七号

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年四月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 一 木 麗 子

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十七号様式を次のように改める。

第17号様式（第33条関係）

時間外勤務等命令簿

平成 年 月分

日 曜日	時間外勤務等 の予定時間 ----- 予定時間計	用務の具体的内容	リーダー 等 経由印	時間外勤務等 の命令時間 ----- 命令時間計	命令印	勤務区分				
						125	150	135	160	25
						100	100	100	100	100
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ 時間 休憩 : 時間 ----- 時間 分						
注1： 時間外勤務等が長時間にわたる場合などに、途中で休憩を予定する又は休憩を与える場合は、休憩時間及び休憩時間数を記載し、予定時間計及び命令時間計には、休憩時間数を除いた時間数を記載すること。						区 分 別 時 間 外 累 計 時 間				
注2： 算出の基礎となる勤務時間は、勤務の区分ごとに合計を算出のうえ、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てた時間数によるものであること。						休 日 勤 務 累 計 時 間				

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の公布の日の属する月については、この訓令による改正後の山梨県教育事務所
処務規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

公安委員会

技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四
項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能
検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運
転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指
導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十三年四月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各教習指導員審査

二 審査日及び場所

1 審査日時

平成十三年五月二十八日（月）及び六月一日（金）

（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十三年四月二十七日（金）から平成十三年五月十六日（水）まで

2 場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許

課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

一 普通

二万五百円

二 普通以外の種類

一万四千七百五十円

2 教習指導員審査

一 普通

一万二千五百円

二 普通以外の種類

九千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課

（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする種類を運転することができると認められたので、同規則第九條第一項の

規定により公示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請

すること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年四月二十五日までとする。

平成十三年四月二十六日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造業者又は輸入業者名	検定番号
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ピッキーパーンブ	アルゼ株式会社	一四〇〇四二
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	リッツソフト	アルゼ株式会社	一四〇〇五七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)特別電動役物	CRS パイロックス	株式会社ニューギン	一〇〇一一七